

令和7年度 清掃工場計量器更新に係る

金属くず売払い（単価契約） 仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、塩竈市清掃工場（以下、「清掃工場」という。）の計量器を更新する際に発生した金属くずの売払いについて適用する。

2. 金属くずの種類

- (1) 計量器 主桁
- (2) 計量器 横桁
- (3) 計量器 積載鉄板
- (4) 計量器 積載ブロック

3. 引渡場所

塩竈市清掃工場（塩竈市字杉ノ入裏39番地47地内）

4. 予定数量

(1)～(4)合計 約6,300kg

※予定数量については、数量を保証するものではないことに注意すること。

5. 契約価格

契約価格は、上記「2. 金属くずの種類」にて示した金属くずにおける1kgあたり単価（税抜）とする。

6. 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

7. 搬出（作業）時間

搬出（作業）時間については、午前9時から午後4時までとする。

（土曜、日曜、祝日及び本市が指定する日を除く。）

※悪天候や日没等により本市が作業中止の判断をした場合は、速やかにその指示に従うこと。

8. 計量方法

金属くず類の重量計量については、清掃工場の計量器で行うものとする。

（清掃工場で計量できる運搬車両は、幅2.8m×長さ6.0m×総重量20トン未満の範囲とする。）

ただし、20トン超トラック、総重量25トン以上の車両は搬出先中間処理業者の計量器で行う

ものとする。

9. 搬出方法

(1) 事前協議事項

- ①金属くず類の運搬にあたっては、本市と打合せを行い、搬出方法（積込、計量方法、車両動線等）、車両台数及び使用重機（重機運搬方法等を含む）等について充分に協議し、施設の運営管理に支障がないように計画・実行すること。

(2) 積込

- ①機械と人力との共同作業を行う場合、作業員及び作業主任者との間で作業方法、作業手順等を検討し、安全確保の対策を講じること。
- ②積込・積下しに使用する重機、機材等は、その収集量に応じ、買取人が的確に選定し、準備すること。なお、当該業務に必要な重機、機材等、操縦士、燃料、消耗部品等については、買取人の負担とする。
- ③本市が指定した清掃工場の保管区域から必ず行うものとし、保管されていたもの全てを搬出するものとする。

(3) 運搬方法

- ①金属くずの運搬にあたって、車両から金属くずを飛散及び落下させることのないように、その措置を講じること。また、交通関係法令を遵守すること。
- ②搬出した金属くずは速やかに再生し、不適正な保管を行わないこと。

(4) 作業上の注意事項

- ①気象状況の変化等により、何らかの事故が懸念される場合、必要な措置を講じるなど未然防止に努めること。
- ②作業員については、防塵マスク、ヘルメット及び安全具を着用すること。

(5) 写真管理

- ①黒板等に次のことを記載して撮影すること。

- ア) 件名
イ) 撮影年月日
ウ) 搬出事業者名

- ②撮影場所で、着手前、作業中、着手後の写真を撮影すること。なお、撮影方法については、周囲の状況が把握できる全景写真であり、重機等の作業状況、台数が把握できるもの。また、中間処理施設等の荷下ろし時の写真は全車撮影すること。

10. 提出書類

(1) 作業前提出書類

- ①着手届
②搬出計画書 積込・計量方法、運搬車両の動線等を記載すること。
③最終処理を行う事業者について、環境に配慮した規格（ISO14001等）の認証を受けていることの証明書等

(2) 作業後提出書類

- ①報告書 作業日、作業場所、時間、搬出量等を記入した報告書を作成し、搬出完了後、本市に提出すること。
なお、当該書面について、数量は月日ごとの搬出量や最終的な合計量が確認できるものとし、金額は税別額及び税込み額の記載があるものとする。
- ②写真台帳 作業前、作業中、作業後の記録写真を撮影し、それぞれにおける作業日や作業場所、時間の確認がとれる写真台帳として本市に提出すること。

11. 搬出量及び請求金額の確定

搬出量は、業務が完了した時点で合計量の 10 kg 単位未満を切り捨てた数量で確定とする。
また、請求金額については、確定した搬出量に契約単価を乗じて得た金額（その金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に消費税相当額を加算した金額とする。

12. 入金

売払い代金は、数量確定後に別途発行する納入通知書により、指定期日までに塩竈市指定金融機関に入金すること。振込手数料などの手続き関係に係る費用は、買い手側の負担とする。

13. その他

- (1) 安全対策に十分留意し、従事者の安全確保に努めること。
- (2) 作業により、作業員及び搬入車両等に損害を与えないよう留意すること。
- (3) 作業にあたっては関係法令を遵守すること。
- (4) 清掃工場内での事故等に十分注意を払うこと。なお、搬出時（積込み及び運搬等）により生じた事故については、買取人の責任とする。
- (5) 清掃工場からの金属くずの運搬や搬出先及び中間処理施設の処理過程においては、騒音・悪臭等を発生させないよう十分に配慮するものとし、周辺地域に影響がないようにすること。
- (6) 最終処理については、環境に配慮した規格 (ISO14001 等) の認証を受けている事業者のもとで行うようすること。
- (7) 運営及び維持管理にあたって、疑義が生じた場合には、本市と協議すること。

以上